

広島市スポーツ少年団の事業実施にむけた感染拡大予防ガイドライン

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた広島市スポーツ少年団の事業の実施については、(公財)日本スポーツ協会が発出したガイドラインに沿って、事業(大会やイベント)を実施する必要があり、このガイドラインは、感染拡大予防のための留意点についてまとめたものである。

なお、今後の知見集積および各地域の感染状況を踏まえて、随時見直しを行うこととする。

2 事業の実施についての基本的な考え方について

事業の実施については、都道府県及び広島市の方針に従うことが前提で、実施の判断に迷った場合は、施設が所在する都道府県市町村のスポーツ主管課等へ相談する。

- (1) 感染リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するなど、都道府県及び広島市からの要請等に基づき、慎重な対応をとること。
- (2) 各都道府県及び広島市のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施する。また、その場合であっても、当面の間、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとること。
- (3) 競技の特性に応じた対策を講じること。

3 事業開催・実施時の感染防止策について

【感染予防策】は、都道府県及び広島市の方針に反しないことを前提として、参加者が事業に安全・安心に参加できるよう、主催者(主管団体)が運営に当たり留意すべき感染防止の事項を取りまとめたものである。事業の実施の責任者(団体)は、本内容を踏まえ、各事業の特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理すること。

なお、施設を使用する場合は、使用施設管理者との入念な打ち合わせと施設の定めた感染防止対策を遵守すること。

また、競技の特性に応じ、各競技及び競技団体で作成されたガイドライン等を遵守すること。

【感染予防対策】

(1) 参加募集時の主催者(主管団体)の対応

ア 事業参加募集に際して、感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、開催要項等に記載することで協力を求めること。なお、協力を得られない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、事業への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知すること。

イ 発熱や風邪症状、咳・痰・胸部不快感、強いだるさや倦怠感および味覚嗅覚を感じない者の参加を認めないこと。

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は参加を認めないこと。

エ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、あるいは14日以内に感染者との接触や濃厚接触者と特定された者も参加を認めないこと。

オ 事業参加者に感染が判明した場合には、参加者名簿を関係機関に公表する必要があることを周知すること。

(2) 事業当日の主催者（主管団体）の対応

- ア 各競技及び各競技団体のガイドラインに応じた下記の項目等をまとめたチェックシート（別紙参考サンプル参照）を2部作成し、事業当日に1部提出させ、1部は各団で保管させること。
 - (ア) 氏名（参加者等）
 - (イ) 当日の体温
 - (ウ) 当日の2週間前までににおける発熱などの感染症状の有無
 - (エ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - (オ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、あるいは14日以内に感染者との接触や濃厚接触者と特定された場合など
- イ 感染防止対策確認書（別紙参考サンプル参照）を提出させ、保管すること。
- ウ 選手、関係者、運営スタッフには会場に入る際、必ずマスクを着用させること。
- エ 受付場所、練習場所および試合会場には、消毒液などを配備すること。
- オ 事業開催の際は、選手ならびに関係者の密集のリスクを回避する工夫をすること。
- カ 受付場所、集合場所を換気の良い場所に設置するなど、選手ならびに関係者の密集・密閉のリスクを回避する工夫をすること。
- キ 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ク 感染予防対策を優先し、事業に支障がない開会式・表彰式を省略するなど、運営における慣例や慣習を見直す工夫を図ること。
- ケ 観客が入る場合は、密集・密接にならないように配慮し、大声での応援なども控えるように協力をお願いすること（会場入口などの貼り紙、放送による呼びかけの実施）。また、必要に応じて入場者の制限や誘導を行うこと。
- コ 更衣室やトイレ、待機スペース、役員控室などは広さにゆとりを持たせ、一度に入室できる人数を制限するなど、他の参加者と密になることを避けること。また、換気扇を常に回す、換気用の小窓を開けるなど換気に配慮すること。
- サ 競技場内で、複数の関係者が触れると考えられる場所や物品（審判台、審判用具、筆記用具、ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子など）について、こまめに消毒すること。
多数の選手が関わる審判員の使用する筆記用具は、審判員各自で用意し共有を避けること。
特に、トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。また、手洗い場には石鹸等（ポンプ型が望ましい）を用意し、「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- シ 開催後に参加者・関係者らの感染が判明した場合には、速やかに広島市スポーツ少年団事務局及び競技団体等関係機関に報告すること。
- ス 感染者が発生したとしても、その者を誹謗中傷したり、非難したりすることが無いように配慮すること。

(3) 参加者の対応

- ア 参加者は事業開始前に検温をし、その他必要事項を運営側に報告をすること。
- イ 事業の前後では必ずマスクを着用すること。
- ウ 会場内では他人との距離を2メートル確保すること。
- エ 参加者が密集・密接する円陣や声出し、整列などは控えること。

- オ 開始前後の挨拶等は2メートル以上離れて行うこと。また 試合後の選手間での握手も禁止とすること。
- カ ハイタッチや握手は行わず、至近距離での声掛けも行わないこと。
- キ 一般の応援者については、観客席が「密」にならないように、一定の距離を保って観戦するよう注意喚起を行うこと。
- ク 用具等のシェアをしないこと。必要な場合は必ず毎回除菌すること。また、マイボトルを用意し、チーム内でのコップの共有、使い回しを行わないこと。
- ケ 事業終了の度に、こまめな手洗いをを行うこと。
- コ 感染者が発生した場合は、活動停止するとともに事業への参加を中止し、関係者に連絡すること。

(4) その他

- ア 飲食物の提供時、参加者が同じトングなどで大皿から取り分ける方式を避け、1人分を小皿に取り分けたものを提供するなどの工夫をすること。
- イ 飲食については、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ウ 飲みきれなかったスポーツドリンクなどを指定場所以外に捨てないこと。
- エ 会場に配備しているゴミ箱などを期間中は撤去し、ゴミは各自持ち帰らすこと。
- オ 会場内におけるマスク未着用時の咳エチケットの励行、および唾、痰を吐く行為を厳禁とすること。
- カ 万が一感染が発生した場合に備え、主催者（主管団体）は個人情報に十分注意しながら、事業当日に参加者から提出を求めた書面について、少なくとも1月以上保存しておくこと。
なお、書面を廃棄する時は、必ずシュレッダー等を使用し、個人情報の漏洩に最新の注意をすること。
- キ 各地域の事情を踏まえ、本ガイドライン以外に必要なことは主催者（主管団体）で実施すること。
- ク 接触確認アプリ（COCOA）の活用を参加者に周知すること。

○参考

公益財団法人日本スポーツ協会：スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

スポーツ庁：スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html